

(平成21年12月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から47年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和47年から51年ごろに自宅に水道料金などを集金に来ていたA町役場の集金人に、妻がまとめて納付したことを覚えており、その当時にA町役場から送付された文書を領収書と思い大切に保管しているため、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する文書では、申立期間を含む昭和41年4月から51年4月までの期間が納付済みと記録されているところ、当該文書の作成者は、申立期間当時のA町役場の国民年金担当者であることが確認でき、記載されている期間は申立人がA町に居住していた期間と符合していることから、当該文書はA町役場が申立期間当時に真正に作成したものと認められる。

また、申立人が供述する申立期間の保険料の納付方法は、申立期間当時のA町における国民年金保険料の収納事務と符合する上、申立人が供述する申立期間の納付額は、申立期間の保険料を第2回特例納付（昭和49年1月から50年12月まで実施）により納付した場合の保険料額とおおむね符合する。

さらに、申立人の妻の、申立期間当時の記憶は鮮明かつ具体的であり、申立人の妻が申立期間当時の保険料を納付していなかった事情や、後日に納付しようと考えた経緯に係る供述は合理的であり、供述に不自然さは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの期間、44年10月から45年3月までの期間、45年10月から46年3月までの期間及び46年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から同年3月まで
② 昭和44年10月から45年3月まで
③ 昭和45年10月から46年3月まで
④ 昭和46年10月から47年3月まで

昭和48年3月ごろに、A町役場で国民年金に加入手続きし、申立期間の国民年金保険料は、A町役場の国民年金担当と相談し、社会保険事務所から送付してもらった納付書により金融機関で納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計21か月と比較的短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険庁の記録により、申立人は申立期間①、②及び③の前後の期間を特例納付していることが確認できるが、特例納付は、先に経過した未納期間から納付するものである上、その当時、申立人が被用者年金に加入していた形跡も見当たらないことから、社会保険庁が申立期間①、②及び③を除いた期間のみについて納付書を発行する理由は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付しない事情も見当たらない。

さらに、申立期間④は加入手続きの時点で過年度納付が可能であり、2度にわたり特例納付を行い、保険料を納付していた申立人が、申立期間④の保険料だけを納付しない事情は見当たらない。

加えて、申立人の供述する金融機関においても、申立期間当時、国庫金を扱っており、遡及納付が可能であったことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。